

農業委員会委員選挙人名簿

登録申請書の提出

受付期間は1月10日(火)まで

選挙管理委員会は、法律により農業委員会の選挙権のある人からの申請に基づいて、毎年1月1日現在の選挙人名簿を作成します。

選挙人名簿への登録は、提出された申請書に基づいて行われますので農業委員会委員選挙人名簿登録申請書は忘れずに提出してください。

対象者

平成24年1月1日現在で市内に住所を有し、平成4年4月1日以前に生まれた方のうち、次のいずれかに該当する方

①耕作面積10アール以上の農地で耕作を営む方

②①の配偶者または同居の親族で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

③10アール以上の農地で耕作を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

申請書の配布

関係する世帯には12月中旬に郵送します。選挙権のある方で申請書

が届かない方は、お問い合わせください。

申請書の提出

平成24年1月10日(火)までに、市農業委員会へ直接または郵送にて提出してください。

※郵送される申請書には、返信用封筒が同封されていますのでご利用ください。

詳しくはお問い合わせください

▼選挙管理委員会(総務課)
☎23局3506 FAX23局0180

農地を相続したときは

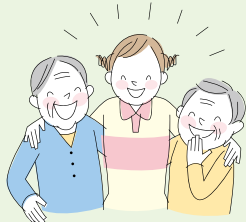
農業委員会へ届出が必要です

権利を取得した方が届出を

相続などによって農地の権利を取得する場合は農地法による許可を受ける必要はありませんが、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。権利が確定(相続登記など)した時点で、権利を取得した方が届出書を提出してください。

詳しくは、農業委員会事務局

へお問い合わせください。



農地改良には

農業委員会へ届出が必要です

優良農地の確保と安定経営のために

所有者または耕作者が農地を農地として改良するために埋め立て盛土工事(転用を伴うものは除く)をする場合には、工事前に農地改良届を提出してください。これは、優良農地の確保や農業経営の安定を目的に、農地法に違反する転用行為を未然に防止するためです。

農地改良をする場合は、事前に工事の内容を確認し、耕作に適する土で埋め立てを行ってください。

また、工事を業者任せにせず、適正に行われているか、現地の状況を常に確認しましょう。

農地は適正に管理しましょう

管理不足の農地は

不法投棄や火災発生の原因に

遊休農地が発生すると、雑草が生い茂り、産業廃棄物の不法投棄や火災の発生などの原因となることがあり、環境の悪化につながります。

農地の所有者や農地を借りている

方は、周囲に迷惑がかららないように適正に管理しましょう。

農地転用許可後は

地目変更の手続きを

登記簿上の地目変更は申請が必要です

農地転用(一時転用を除く)許可後、転用目的のとおり工事が完了しているにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままになっている土地が見受けられます。

農地転用の許可を受けたとしても、法務局で地目変更登記をしない限り登記簿上の地目は変わりません。

まだ手続きをしていない方は、お早めにお問い合わせください。

なお、地目変更登記には農地転用の許可書の添付が必要です。許可書を紛失された場合は農業委員会事務局にお問い合わせください。

